

第201000046928号
平成22年6月22日

各指定通所介護サービス事業所管理者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」の一部全国展開等について(通知)

このことについて、厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名により、別添写しのとおり通知があり、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受け入れ事業」の一部が全国展開されました。

これを踏まえ、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号)及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日付老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)が一部改正されましたので、御承知ください。

なお、一部改正の概要については、下記のとおりです。

記

一部改正の概要

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の全国展開について
(1) 構造改革特別区域内で行われている「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」のうち、生活介護について全国展開し、同事業所が提供する通いサービスを「基準該当生活介護」とみなすこと。
なお、自立訓練及び児童デイサービスについては、現時点では全国化は行わない。
- (2) (1)で新たに設けられた介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する生活介護に係る基準該当生活介護については、一日につき884単位を算定すること。
- 2 指定通所介護事業所における基準該当生活介護、基準該当自立訓練及び基準該当児童デイサービスについて
指定通所介護事業所には、障害者自立支援法上のサービス管理責任者の配置や個別支援計画の策定は義務付けられていないが、サービスの質の向上に向けて、「サービス管理責任者研修」等の受講、及び当該研修修了者による障害児(者)の個別支援計画の作成を勧奨すること。
- 3 その他
地域密着型の介護サービスと介護予防サービスを一体的に運営する場合の施設・設備基準を変更したこと。

(担当)介護保険担当 秋山
電 話：0857-26-7176
ファクシミリ：0857-26-8127